# 「宝の都・大崎」2020 地元のお店応援割増商品券発行事業（概要）

①商品券の名称　　「宝の都・大崎」2020 地元のお店応援割増商品券

②取扱店資格　　大崎市内において事業を営み、暴力団（大崎市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団をいう）等反社会勢力との関係を有していない者。また次の事業者以外とする。

（１） 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

（２） 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行うもの

※取扱店の事業内容等によってはお断りする場合があります。

③取扱店募集期間　　７月１日（水）～７月２０日（月）【土・日を除く】午前 9 時～午後 5 時

※取扱店名簿はＨＰに掲載する。

④取扱店募集方法　　これまでプレミアム商品券事業に参加した取扱店にＤＭ。広報おおさき７月号、大崎タイムス、大崎市・各団体のＨＰに募集案内掲載。

商工会議所・商工会会報へ折込み。

⑤販売価格･ｾｯﾄ数　　１冊 10,000 円×30,000 冊。うち 20,000 冊を 1 ｾｯﾄ商品券額面 1,000 円×13 枚＝13,000 円分（大規模事業所（※1）と小規模事業所の両方で利用できる「**共通券**」と小規模事業所のみで利用できる「**専用券**」の２種類とし、1 ｾｯﾄに（専用券 10,000 円分，共通券 3,000 円分）の割合）で発行する。残り 10,000 冊を賛助団体で販売使用できる商品券 1 ｾｯﾄ商品券額面 1,300 円×10 枚＝13,000 円分を発行する。

**（※１）** 大規模事業所とは下記のとおりとする。

a. 大規模小売店舗立地法の適用を受ける「店舗面積」1,000 ㎡以上の小売店。

※同立地法が適用される店舗を有する小売店も同様に使用制限する。

b. 本店所在地が大崎市以外にある飲食店（飲食業）。

⑥購入方法等　　なお購入限度額は大崎市に居住の方で１世帯あたり５冊（50,000円分）までとする。商品券の購入は新型コロナウィルス感染防止のため、事前予約（応募多数の場合は抽選）とする。購入希望者は「広報おおさき８月号」に同封の「商品券購入申込書」にて応募し、予約券（当選通知）を返送するので、予約券と引き換えに、商品券を購入する。

当選者購入期間　９月７日（月）～９月１８日（金）

⑦使用制限　　取扱店に於ける商品券使用は１回あたり５冊（額面65,000円）までとする。

「大規模事業所」は15,000円分までとする。

⑧販売場所　　大崎市内郵便局（簡易郵便局を除く計２１局）、その他

⑨商品券使用期間　　９月７日（月）～令和３年１月３１日（日）まで

⑩換金申請期間　　９月７日（月）～令和３年３月１日（月）まで（最終換金締切日）

(1)15日締切り25日振込み　(2)末日締切り10日振込み

※締切日及び振込日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とする。

⑪消費者への告知方法　「広報おおさき８月号」に商品券購入申込書を折込み。

⑫換金手数料　　<u>無料</u>。

⑬のぼり旗　　１枚を無料で配布し、追加希望者には１枚500円で販売する。